太田市告示第６７号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により太田都市計画用途地域を変更したので、同法第２１条第２項において準用する同法第２０条第１項の規定により、次のとおり告示し、同条第２項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和８年４月２４日

太田市長　　穂　積　昌　信

１　都市計画の種類　　太田都市計画用途地域

２　都市計画を定める土地の区域

⑴　追加する部分

名称	区域
新田大地区	太田市新田大町の一部
新田小金井地区	太田市新田村田町及び新田小金井町の各一部
東今泉地区	太田市東今泉町の一部
出塚粕川安養寺地区	太田市新田下江田町、安養寺町、世良田町、粕川町及び出塚町の各一部

３　縦覧場所　　群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課